

議案第 80 号

令和 2 年度狭山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度狭山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

令和 3 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和 2 年度 狭山市 水道事業 決算報告書

### (1) 収益的収入及び支出 収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	3,191,437,000	1,162,000	0	3,192,599,000	3,271,487,371	78,888,371	
第1項 営業収益	2,809,554,000	△ 5,378,000	0	2,804,176,000	2,862,223,896	58,047,896	(うち、仮受消費税及び地方消費税 256,224,484円)
第2項 営業外収益	381,882,000	6,540,000	0	388,422,000	408,971,111	20,549,111	(うち、仮受消費税及び地方消費税 8,575,000円)
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	292,364	291,364	(うち、仮受消費税及び地方消費税 5,461円)

### 支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額				
第1款 水道事業費用	2,931,276,000	1,155,000	0	0	0	2,932,431,000	0	2,773,584,311	0	158,846,689	
第1項 営業費用	2,839,107,000	1,155,000	0	△ 20,923,000	0	2,819,339,000	0	2,662,513,398	0	156,825,602	(うち、仮払消費税及び地方消費税 139,997,699円)
第2項 営業外費用	89,808,000	0	0	20,923,000	0	110,731,000	0	110,600,815	0	130,185	
第3項 特別損失	1,361,000	0	0	0	0	1,361,000	0	470,098	0	890,902	(うち、仮払消費税及び地方消費税 42,072円)
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	0	0	1,000,000	

### (2) 資本的収入及び支出 収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考	
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定に係る財源充当額	継続費繰越額に係る財源充当額				
第1款 資本的収入	352,469,000	0	352,469,000	37,000,000	0	389,469,000	286,415,170	△ 103,053,830	
第1項 企業債	200,000,000	0	200,000,000	37,000,000	0	237,000,000	193,000,000	△ 44,000,000	
第2項 負担金	6,270,000	0	6,270,000	0	0	6,270,000	3,419,400	△ 2,850,600	
第3項 工事寄附金	98,139,000	0	98,139,000	0	0	98,139,000	38,589,100	△ 59,549,900	
第4項 水道利用加入金	31,789,000	0	31,789,000	0	0	31,789,000	40,431,000	8,642,000	(うち、仮受消費税及び地方消費税 3,675,000円)
第5項 設計管理料	7,570,000	0	7,570,000	0	0	7,570,000	4,225,620	△ 3,344,380	
第6項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	50,050	49,050	(うち、仮受消費税及び地方消費税 3,774円)
第7項 国庫補助金	8,700,000	0	8,700,000	0	0	8,700,000	6,700,000	△ 2,000,000	

### 支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額	合 計			
第1款 資本的支出	1,439,135,000	0	0	1,439,135,000	87,735,000	1,526,870,000	879,420,914	367,400,000	0	367,400,000	280,049,086	
第1項 建設改良費	1,209,428,000	0	0	1,209,428,000	87,735,000	1,297,163,000	649,714,433	367,400,000	0	367,400,000	280,048,567	(うち、仮払消費税及び地方消費税 56,512,794円)
第2項 企業債償還金	229,707,000	0	0	229,707,000	0	229,707,000	229,706,481	0	0	0	519	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額593,005,744円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 52,834,020円、過年度分損益勘定留保資金 284,758,496円、減債積立金 205,413,228円及び建設改良積立金 50,000,000円で補てんした。